

# 不在者投票制度について

## ■不在者投票とは

---

「不在者投票制度」とは、投票日に仕事や旅行など一定の予定のある方が選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会や病院・老人ホーム等で、投票日の前に投票をすることができる制度のことです。

## ■不在者投票の方法

---

次のような場合に「不在者投票」ができます。

1	仕事や旅行といった長期間の外出などの「一定の事由」に該当し、 滞在地の市区町村選挙管理委員会 で不在者投票をする場合	・・・2ページ
2	都道府県選挙管理委員会が指定する、 病院に入院又は老人ホーム に入所している方が不在者投票 する場合	・・・3ページ
3	身体に重度の障害があり、一定の 要件に該当する選挙人は、自宅 など現にいる場所で不在者投票 をする場合	・・・4ページ

## 常陸太田市選挙管理委員会

常陸太田市金井町 3690 番地（常陸太田市総務部総務課内）

TEL 0294-72-3111 / FAX 0294-72-3002

## ■不在者投票の方法

### 1 仕事や学業、旅行といった長期間の外出などの「一定の事由」に該当し、滞在地（現住所）の市区町村選挙管理委員会では不在者投票をする場合

1 選挙人	選挙人名簿に登録されている常陸太田市選挙管理委員会へ「宣誓書兼投票用紙等請求書」に必要事項を記入し、郵便（又は直接）により投票用紙を請求してください。選挙の公示（告示）日前でも請求できます。 <b>【ここに注意！】</b> ☞投票用紙の請求は、日数的に余裕をもって早めに投票用紙を請求してください。特に選挙期間中は速達での請求をお勧めします。
-------	---

2 常陸太田市選挙管理委員会	「宣誓書兼投票用紙等請求書」を受領し不在者投票事由があると認めると、選挙の公示（告示）日の翌日以後、選挙人へ投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の入った封筒を、簡易書留速達郵便にて送付します。
----------------	--

3 選挙人	送付された投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の入った封筒を受領します。簡易書留のため対面にて直接受け取ってください。 <b>【ここに注意！】</b> ☞不在者投票証明書の入った封筒は開封しないでください。開封すると投票はできません。 ☞あらかじめ、投票用紙に候補者の氏名等を記入しないでください。記入してしまうと投票はできません。
-------	---

4 選挙人 ※滞在地（現住所）の選挙管理委員会において	公示（告示）の日の翌日から投票日の前日までに、滞在地（現住所）の選挙管理委員会に行き、交付された投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の入っている封筒を提示した後、投票用紙に候補者の氏名等を記入してください。 <b>【ここに注意！】</b> ☞投票日の前日が休日・祝日等のため滞在地の選挙管理委員会で投票できない場合がありますので、事前に当該選挙管理委員会に開庁の有無を確認することや、できる限り投票日の2日前までに投票されることをお勧めします。
--------------------------------	--

5 滞在地（現住所）の選挙管理委員会	選挙人の不在者投票を、常陸太田市選挙管理委員会へ送付します。
--------------------	--------------------------------

6 常陸太田市選挙管理委員会	送付された不在者投票を受領し、選挙当日に投票管理者へ送付して投票用紙が投票箱へ投函されます。
----------------	--

## ■不在者投票の方法

### 2 都道府県選挙管理委員会が指定する、病院に入院又は老人ホーム等の施設に入所している方が不在者投票する場合

1	選挙人	不在者投票を行うことができる施設に指定されている施設に入院（または入所）されている方は、選挙が近づいてきたら、その施設内で投票したい旨を職員に伝えます。 <b>【ここに注意！】</b> ☞入院又は入所されている施設が、不在者投票を行うことができる施設かどうか、早めに施設へ確認してください。
2	施設	施設で投票希望者をまとめ、選挙人名簿の登録があるそれぞれの市区町村選挙管理委員会へ、投票用紙等を請求します。
3	常陸太田市選挙管理委員会	「宣誓書兼投票用紙等請求書」を受領し不在者投票事由があると認めると、施設へ投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の入った封筒を簡易書留速達郵便にて送付します。
4	施設	送付された投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の入った封筒を受領します。
5	選挙人	施設職員等の立会いのもと、その施設内で投票を行います。
6	施設	選挙人の不在者投票を、常陸太田市選挙管理委員会へ送付します。
7	常陸太田市選挙管理委員会	送付された不在者投票を受領し、選挙当日に投票管理者へ送付して投票用紙が投票箱へ投函されます。

## ■不在者投票の方法

### 3 身体に重度の障害があり、次の要件に該当する選挙人が、自宅など現にいる場所で不在者投票をする場合

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				介護保険被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
	両下肢、体幹移動機能の障害	○	○	△		両下肢、体幹の障害	○	○	○	△		要介護5
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害						
	免疫、肝臓の障害	○	○	○			○	○	○	○		

※手帳の記載で該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

1	選挙人	投票の前に、郵便等による不在者投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請してください。 申請に必要な書類は、選挙人が署名をした申請書、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証です。
3	常陸太田市選挙管理委員会	郵便等による不在者投票をすることができる者であると認めると、郵便等投票証明書を郵便等により選挙人へ送付します。
4	選挙人	名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒を請求してください。請求に必要な書類は、選挙人が署名をした請求書、郵便等投票証明書です。
5	常陸太田市選挙管理委員会	投票用紙・投票用封筒を郵便等により選挙人へ送付します。
6	選挙人	自宅等現在する場所で、投票用紙に候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名して、選挙管理委員会に郵便等により送付してください。
7	常陸太田市選挙管理委員会	送付された不在者投票を受領し、選挙当日に投票管理者へ送付して投票用紙が投票箱へ投函されます。

※上記の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、上肢、視覚の障害の程度により自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者に投票に関する記載をさせることができます。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。